# 令和2(2020)年度 栃木県食品衛生監視指導計画の概要

食品の安全性確保のため、食品等事業者の監視指導や流通食品の検査、消費者等との情報共有及び意見 交換等を効果的かつ効率的に実施することを目的として、食品衛生法第24条の規定に基づき策定するもの

○ 対象区域: 栃木県内 (宇都宮市(保健所設置市)を除く)

○ 実施期間: 令和2(2020)年4月1日~令和3(2021)年3月31日まで

○ 実施機関:保健福祉部生活衛生課、健康福祉センター(7か所)、保健環境センター、食肉衛生検査所



# 1 監視指導の実施に関する事項(P.3)

### ロ 営業施設への立入検査

- ・業種毎の危害度、HACCP導入状況等を勘案し、監視 指導の重要度が高い順にA~Eの区分に分類し、年間立 入回数を設定し、効果的な監視指導を実施
- ☆食肉の輸出認定に係る指導

## □ 一般監視指導事項

・法及び条例に基づく営業許可施設、条例に基づく届出施設、と畜場、食鳥処理場、野生獣肉処理施設を対象に、関係法令に基づき衛生管理や食品表示等について監視指導を実施

## □ 重点監視指導事項

- 〇 食中毒予防対策
- ・ウイルス、細菌、自然毒等による食中毒の防止のため の啓発、監視指導の実施

#### ☆ HACCP導入の推進

- ・小規模事業者に対し、各業界団体が作成した手引書を 参考にしてHACCPの考え方を取り入れた衛生管理に 取り組むよう、(公社)栃木県食品衛生協会等関係団体 と連携強化を図り、事業者への通知及び監視指導時や 講習会等を通じた積極的な周知、助言、指導を実施
- 〇 食肉の提供及び調理
- ・十分に加熱調理を行うよう指導
- ☆イベント等の開催に伴い提供される食品の衛生管理対策 ・東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を始めと した各種大規模イベント等の開催に伴い、食品を提供す る関連施設に対して事前に重点的監視指導を行い、食 品衛生上の危害の未然防止に努める
- 食品表示の適正化の推進
  - ・食品表示に関する監視指導
  - ・食品表示基準に関する、講習会の実地及び周知
- ロ 食品供給工程(フードチェーン)の各段階での監視指導
- ・関係機関(農政部、環境森林部等)との連携による監視 指導の実施

# ロ 監視指導の強化に関する事項

- 一斉取締り(夏期、年末)
- ·食品衛生月間(8月)
- •食品表示適正化強化月間(8月、12月)
- 特用林産物等の放射性物質対策

# 2 食品等の検査に関する事項(P.7)

## 口 収去検査

- ・違反食品等を排除するため、県内で生産・製造・販売される食品等を対象とした収去検査の実施
- · 規格基準等検査、有害·汚染物質(残留農薬·抗生物質等)検査、放射性物質(流通食品等)検査

# 3 食中毒等健康危害発生時の対応に関する事項(P.8)

- ・国及び他自治体と緊密な連携を図りつつ、「栃木県 食中毒処理要領」に基づく速やかな原因究明と危害 拡大の防止
- 4 公表に関する事項(P.8)
- ロ 食品衛生監視指導計画及びその実施状況
- ロ 一斉取締り実施状況
- ロ 食中毒等の違反事実
- ロ 放射性物質検査の実施状況
- ロ 健康被害に係る事実
- 5 情報の共有及び意見の交換に関する事項(P.9)
- ロ 監視指導計画の策定
- ロ リスクコミュニケーション等の実施
- ・食品等による危害発生防止のための情報提供 (県ホームページ、SNS、県メールマガジン等による)
- ・各種イベントや県政出前講座を通じた普及啓発活動
- ・食の安全に関するリスクコミュニケーションの開催
- ロ 事業者による食品の自主回収への対応
- 6 食品等事業者の自主衛生管理の実施に関する事項 (P.9)
- ロ 食品等事業者による自主衛生管理の推進
  - 食品衛生指導員の巡回指導支援
  - ・食品衛生推進員制度の充実強化
  - ・大量調理施設従事調理師等を対象とした衛生講習 会実施支援
- ロ 食品等事業者に対するHACCP導入の推進
  - 「HACCPサポートセミナー」開催
  - ・「とちぎHACCP」制度の普及定着、認証取得 促進



- 7 食品衛生に係る人材の養成及び資質の向上に関する事項(P.10)
- ロ 食品衛生監視員、と畜検査員、食鳥検査員等に関する事項
  - ・講習会、研修等の充実による技術レベルの向上
- ロ 食品等事業者における自主衛生管理を担う者に関する事項
- ・食中毒予防等に関する衛生講習会実施